

建築計画概要書等の自動閲覧・申請システムに係る賃貸借公募型プロポーザル評価基準

評価項目		評価の視点	配点
書類審査	1. 業務実績	業務受託実績の実績数量により、業務遂行能力を確認する。	100
	2. 実施体制・配置技術者の経歴調書	本業務を迅速かつ効果的に実施できる技術者を配置しているかの確認を行う。	30
	3. 見積金額	価格の優位性を評価する。	100
書類審査 計			230
提案書審査	4. 業務方針	本業務の目的・必要性が充分理解し、職員の事務効率の向上や、住民サービスが向上に寄与できるのかを評価する。	20
	5. 工程	データ移行、データ整備、システム導入までの工程や、その後の運用中の工程などが明確になっており、最適なスケジュールとなっているかを評価する。	20
	6. システム構築	本業務で構築するシステムの目的をきちんと考慮し、市の実情に即したシステム構築となっているかを評価する。また、提案するシステムの機能について、有益と思われる機能（機能要件表以外の機能に限る。）が視覚的に分かりやすく、理解できるような説明になっているかを評価する。	100
	7. 調達機器	調達される機器等の品質及びスペックについて評価する。	100
	8. 情報セキュリティ	本業務の作業中での情報セキュリティ対応方法など、セキュリティ対策について記載されているかを評価する。	100
	9. データ整備	GIS データ作成や個人情報除去作業についてプロットミスや除去漏れがなく、確実にデータ整備を行えるのかを評価する。また、ポイント不明箇所への対応方法などを評価する。	130
	10. 運用保守	システム稼働後の運用方法について具体的な説明がされているかを評価する。また、災害時等のデータバックアップについての考え方が記載されているかを評価する。	70
	11. その他任意提案	任意提案について評価する。	30
	提案書審査 計		
プレゼンテーション審査	12. システムデモンストレーション	システムの操作性、システムの分かりやすさ（見やすい地図、使い勝手の良いインターフェース等）を評価する。	100
プレゼンテーション審査 計			100
総合得点			900

※ 加算点

- ア 市内事業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）については総合得点に10%の加算を行う。ただし、最低基準点未満（540点未満）の場合は加算を行わない。
- イ 準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者）については総合得点に5%の加算を行う。ただし、最低基準点未満（540点未満）の場合は、加算を行わない。
- ウ 事業実施に際して、尼崎市内在住者の雇用を行う提案があれば総合得点に5%の加算を行う。ただし、最低基準点未満（540点未満）の場合は、加算を行わない。